

建設工事における現場専任制等確認実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市不良不適格業者排除対策実施要領（平成18年告示第127号）

第2条第3項の規定に基づき、建設工事における技術者の現場専任制（技術者が工事現場ごとに専任の者であることをいう。以下同じ。）及び所属の確認について必要な事項を定めるものとする。

(入札前における確認の対象工事)

第2条 入札前における現場専任制及び所属の確認は、一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事を対象として行う。

(入札前における確認)

第3条 総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）は、入札参加希望者が提出する申請書（公募型指名競争入札の場合は、技術資料）に次に掲げる書類を添付させ、その者が工事現場に配置を予定している主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の現場専任制及び所属を確認するものとする。

(1) 配置予定者監理（主任）技術者の他の工事への従事状況（様式第1号）

(2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定書の写し等入札参加者希望者に所属する者であることが確認できる書類

2 契約検査課は、発注者支援データベース・システム（以下「システム」という。）により、予定工期内において配置予定技術者が他の工事の主任技術者又は監理技術者となっていないことを確認するものとする。

3 契約検査課は、前項の確認により疑義が生じた場合は、当該疑義の生じた入札参加希望者と面談等を行い、又はその者に必要な書類を提出させ事実確認を行うものとする。

4 契約検査課は、前項の事実確認の結果、配置予定技術者の現場専任制が確認できなかった場合は、当該入札参加希望者を当該入札へ参加させないことができるものとする。

(入札以後から契約前までにおける確認の対象工事)

第4条 入札以後から契約前までにおける現場専任制の確認は、一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事を対象として行う。

(入札以後から契約前までにおける確認)

第5条 契約検査課は、システムにより、落札者の配置予定技術者の現場専任制を確認するものとする。

2 契約検査課は、前項の確認により疑義が生じた場合は、落札者と面談等を行い、又はその者に必要な書類を提出させ事実確認を行うものとする。

3 契約検査課は、前項の事実確認の結果、配置予定技術者の現場専任制が確認できなかった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

(契約以後における確認の対象工事)

第6条 契約以後における現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「配置技術者」という。）の所属の確認は、すべての建設工事を対象として行う。

2 契約以後における現場専任制の確認は、建設工事1件当たりの契約金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の工事を対象として行う。

(契約以後における所属の確認)

第7条 工事担当課は、天草市公共工事請負契約約款（平成18年告示第119号。以下「約款」という。）第10条第1項の通知に、配置技術者が受注者に所属する者であることが確認できる書類の写しを添付させ、その所属を確認しなければならない。

2 工事担当課は、前項の確認により疑義が生じた場合は、受注者と面談等を行い、又はその者に必要な書類を提出させ事実確認を行うものとし、受注者に適正な技術者の配置を行わせなければならない。

(契約以後における現場専任制の確認)

第8条 工事担当課は、受注者が受注した時、工事内容の変更があった時及びしゅん工時に於いて配置技術者のシステムへの登録の有無及びその登録の内容の確認を行うものとする。

(常時の確認)

第9条 契約検査課は、システムの「専任制確認結果の表示」に表示される現場専任制について疑義がある工事の一覧を工事担当課ごとに出し、毎月1日と15日を目途として工事担当課へ様式第2号により通知するものとする。

2 工事担当課は、契約検査課から通知された情報を基に、受注者と面談等を行い、又はその者に必要な書類を提出させ事実確認を行うものとする。

3 工事担当課は、前項の事実確認の結果、配置技術者の現場専任制が確認できなかった場合は、配置技術者の交代等適切な措置をとるよう受注者に求めるものとする。

4 工事担当課は、前項の措置の結果について様式第3号により契約検査課へ報告するものとする。

(現場での工事がない場合の措置)

第10条 次の各号に掲げる場合は、契約工期内であっても当該各号に掲げる期間中に限り主任技術者又は監理技術者が工事現場ごとに専任の者でなくてもよいものとする。

(1) 受注者の責に帰すことができない事由により工事に着手できないことが設計図書に明示されており当該事由により実際に工事に着工できない場合 当該事由により工事に着手できない期間

(2) 約款第20条第1項又は第2項に基づき工事の全部の施工を一時中止した場合 当該一時中止期間

(3) 受注者が契約工期の一部を残して工事を完成し、約款第31条第1項に規定する通知をした場合 工事担当課が当該通知を受けた日から契約工期が終了するまで

2 工事担当課は、受注者の責に帰すことができない事由により工事に着手できない場合において当該事実が設計図書に明示されていないときは、受注者からの申出により主任技術者又は監理技術者が工事現場ごとに専任の者を置かなくてもよい期間を受注者に対し明示するものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月27日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。